

松江市告示第 357 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条に規定する医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁



医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人野田眼科医院	松江市北田町 1 番地 1	令和 7 年 7 月 7 日
八雲かとう歯科クリニック	松江市八雲町日吉 333-200	令和 7 年 7 月 1 日